

伊 財 第 247 号  
平成27年 9月28日

所 属 長 様

財政課長 岩 崎 友 紀  
(公印省略)

平成27年度12月補正予算要求見積書の提出について（通知）

このことについて、12月定例市議会に向け予算の補正を必要とするところは、下記により補正予算見積書を提出されますようお願いいたします。

記

1. 提出期限 平成27年 10月 6日（火） 12:00まで
2. 提出部数 3 部（ただし総務費は2部）
3. 留意事項

- (1) 義務的、経常的な経費については、当初予算に年間必要額を計上しているため、原則として補正は行いません。補正予算要求は、その後の情勢の変化（国、県の制度や予算措置の状況）や施策としての取り組みに係るものとします。
- (2) 既存事業に係る補正（増額若しくは減額）要求を行う場合は、行政評価を判断指標として活用するとともに、その必要性、効果、緊急性を十分に精査、検討してください。
- (3) 起債を伴う事業は、必ず事前に財政課と協議してください。
- (4) 庶務担当課において取りまとめの上、部長決裁を受けて提出してください。
- (5) その他

①補正予算見積書のシステム入力は、補正予算編成支援に入力してください。

一般会計	⇒(第7号)	公共下水道特別会計	⇒(第3号)
国民健康保険特別会計	⇒(第3号)	農業集落排水事業特別会計	⇒(第3号)
介護保険特別会計	⇒(第3号)	市営駐車場特別会計	⇒(第2号)
立花台地開発事業特別会計	⇒(第2号)	後期高齢者医療特別会計	⇒(第2号)

②補正予算見積書の製本順は、9月補正予算見積書と同様に行ってください。

③集計表及び調書等の添付資料は、添付ファイルを利用してください。

④財政担当ヒアリング（予定） 平成27年10月6日（火）～

財政課財政係（内線 2222, 2223）